

テレワーク導入に関する 費用について

お悩みの事業者の皆様へ

IT導入補助金の 「特別枠」にて ご支援できます

補助率が
1/2から2/3
へ**拡充**

PC・タブレット等の
レンタル費用も
初めて**補助対象**に

補助金公募前に
導入したITツール
等も**対象**に※

※補助金の受給には、審査等、一定の条件があります
(近日中に詳細を公開予定 ※裏面URLをご参照ください)

裏面で詳細をご紹介します

テレワーク導入に関する費用についてお悩みの事業者の皆様へ

～IT導入補助金「特別枠」の概要をまとめました～

補助率・補助額等 について

対象：中小企業・小規模事業者 等
補助率：1/2⇒2/3に拡充
補助額：30～450万円

想定される活用例

在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる
業務効率化ツール等を導入する
※PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も
補助対象



公募前に購入した ITツール等への適用について

公募前に購入したITツール等についても補助金の対象になります。
(審査等、一定の条件があります)



IT導入補助金の応募方法等の詳細は
下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助金についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/>

IT導入補助金

または右のQRコードよりご確認ください。



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在一時的にコールセンター業務を休止しております。
「令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業」に関するお問い合わせは
以下のお問い合わせフォームにより受け付けております。

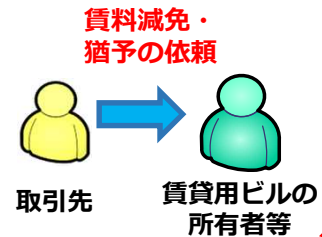
https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、
お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。



不動産所有者等がテナントの賃料支払いを減免・猶予した場合の支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店をはじめとする取引先において、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところ。こうした取引先に対し、不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免・猶予した場合、状況に応じて以下の支援策が活用できる。



① 賃料の支払いを猶予した場合

(1) 税・社会保険料の納付猶予

- 新型コロナウイルス感染症により、税・社会保険料を一時に納付することが困難な場合は、申請することにより、**原則として1年間、納付が猶予**される（延滞税（延滞金）は軽減）。
- なお、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税・社会保険料については、**新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合**において、**一時に納付することが困難と認められるときは、無担保・延滞税（延滞金）なく、1年間納付を猶予することができるようになる**（関係法令の成立が前提）。この場合、**不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、税・社会保険料の納付期限において賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われること**となる見込み。

(2) 固定資産税
都市計画税の減免

- 中小事業者の保有するすべての設備や建物等の2021年度の**固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする**。（関係法令の成立が前提）（2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。）この場合、**不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われること**となる見込み。

② 取引先に対して賃料債権を減免した場合



(3) 免除による損害の額の損金算入

- **法人・個人**が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、**その減額した分の差額については、損金として算入可能とする**。
 - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
 - ② 賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
 - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行われたものであること
- （※ 既に行った賃料の減免を行う場合についても、同様とする。）

今回(R2.4.16)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(40道府県)

  が、有効期間の伸長対象となる自動車

  が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)

有効期間(始)

令和2年4月17日
(平成32年4月17日)

有効期間(終)

令和2年5月31日
(平成32年5月31日)

伸長後の有効期間

令和2年6月1日
(平成32年6月1日)

➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の受検ケース

伸長処理が可能な期間

令和2年5月1日※～6月1日の間

伸長+車検後の有効期間

令和3年6月1日
令和4年6月1日

自動車検査証の伸長に係る有効期間について

令和2年4月16日

